

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和5年3月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和5年5月22日

山形市監査委員 玉 田 芳 和
同 村 山 秀 幸
同 浅 野 弥 史

(様式)

教(総)第38号
令和5年4月28日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

財政援助団体等監査結果についての措置状況(通知)

令和5年3月28日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び 所管部課名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
株式会社七日町再開発ビル 教育委員会 社会教育青少年課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 株式会社七日町再開発ビルの株主の住所等の届出管理事務において、株主の住所等の届出が適正に管理されていなかった。(株式会社七日町再開発ビル)	1 届出に関するマニュアル等の整備など事務手続きの改善により届出の徹底に努め、適正な管理を行うよう指導しました。
	2 株式会社七日町再開発ビルの事業の運営において、次のようなものがあった。(株式会社七日町再開発ビル) (1) 取締役会の開催回数が規定を満たしていないもの (2) 取締役会の議事録が作成されていないもの (3) 年次有給休暇管理簿が作成されていないもの	2 (1) 取締役会の開催回数について、四半期ごとの定期開催を株式会社七日町再開発ビル定款に規定し、会社法の規定を遵守するよう指導しました。 (2) 会社法及び株式会社七日町再開発ビル定款の規定を遵守し、取締役会の議事録を作成するよう指導しました。 (3) 労働基準法施行規則の規定を遵守し、従業員の年次有給休暇の取得状況を管理する年次有給休暇管理簿を作成するよう指導しました。